

令和3年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年9月28日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年9月28日 午後2時39分							
閉 会	令和3年9月28日 午後4時17分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	—	木暮 剛	—
	2	松本 信次	出席		今井 徹	—	野本 照夫	—
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	—	馬場 勝美	—
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	—	関口 正	—
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	—	渡邊 仁	—
	6	萩原 豊	出席		河野 博	—	秋池 功	—
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	—	岡野 孝	—
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	—		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	—		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	—		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	—				
議事録署名人		矢部 英利 ・ 酒巻 貞夫						
議事参与		堀越 延年 ・ 森光 亮介 ・ 下山 優美						
書 記								

会議事件名

- 議案第34号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

顛末

開会 午後2時39分

【会長代理】 これより、令和3年第9回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 議案書の訂正が3ヵ所あります。
議案書2ページ 農地法第4条の規定による転用許可申請 番号5について、転用目的に「営農型太陽光発電」とありますが、正しくは、「営農型太陽光発電（一時転用）」になります。
議案書5ページ 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号72について、受人「〇〇 〇〇」とありますが、正しくは、「〇〇 〇〇（持分1/2）、〇〇 〇〇（持分1/2）」になります。
議案書6ページ 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号74について、申請地である北根字北根266番1の面積「1432の内92」とありますが、正しくは、「1432の内145」になります。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 矢部 英利 委員、番号4番 酒巻 貞夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第34号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。本議案には、私、〇〇〇〇と〇〇〇〇委員が所有権の移転を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、私、〇〇〇〇と〇〇〇〇委員は当該議案の審議開始から審議が終わるまで退席させていただきます。なお、私の退席中の議長は、鴻巣市農業委員会会議規則第5条第2項の規定により松本代理をお願いいたします。

(指名された委員委員の退出)

【会長代理】	<p>それでは、しばしの間、議長を務めさせていただきます。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第30号 農地法第3条の規定に関する件 4件 16筆</p> <p>番号16</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は245.41アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約200メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【会長代理】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>番号16について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【会長代理】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>相続財産管理人について説明してください。</p>

【事務局】	相続人全員が相続放棄したため、家庭裁判所から相続財産管理人として選任された者のことです。
【会長代理】	次に番号17について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号17</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は880日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は675.50アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【会長代理】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀文吉 農業委員】	番号17について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【会長代理】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【会長代理】	質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局にお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号 18</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を借り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1297日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は9,712.60アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約10キロメートルであり、営農型太陽光発電設備の下で、水稻を作付けし、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【会長代理】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【萩原 豊 農業委員】</p>	<p>番号18について調査してまいりました。本申請は、渡人が農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備を設置するということですが、農地には受人が水稻を作付けする計画となっております。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。今回の申請は太陽光パネル設置による周辺農地の日照についても配慮した計画となっており、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
<p>【会長代理】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【会長代理】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号19</p> <p>受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。ま</p>

	<p>た、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は330日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は227.85アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【会長代理】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号19について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【会長代理】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【会長代理】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【会長代理】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第34号について原案のとおり決定いたしました。ここで議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>(退出した委員の入室・議長交代)</p>
【議長】	<p>続きまして、議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請について</p>

<p>【事務局】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p> <p>【萩原 豊 農業委員】</p> <p>【議長】</p>	<p>上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案第35号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 1筆</p> <p>番号5</p> <p>申請人は、営農型太陽光発電設備の下で、農作物の耕作及び太陽光発電とともに土地の有効活用と売電による安定収入を得るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、今回、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備の設置を計画し申請するものです。なお、本申請は転用期間を10年間とする一時転用許可申請で、転用面積は太陽光パネルを支えるための支柱部分0.41㎡のみとなります。太陽光パネルを432枚設置し、発電の規模は71.2kWの設備を計画しています。受入は毎年、作付け状況の報告を行い、翌年度以降の農地パトロールの対象農地にもなります。転用期間の終了後も継続して設置する場合、適正に営農されている場合のみ再度申請手続が可能となっております。今回の許可申請に先立ち、電力会社等への接続申込は済んでおり、当該農地の営農計画書、周辺農地の所有者の同意書も添付されております。</p> <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> <p>番号5について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、本申請は営農型太陽光発電設備を設置するために行うもので、転用期間中も営農しているため周辺に与える影響もなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p> <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
---	---

【一同】	(質問なし)									
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第35号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第36号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="331 913 885 1059"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>12件</td> <td>21筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>6筆</td> </tr> <tr> <td>地上権の設定</td> <td>5件</td> <td>50筆</td> </tr> </table> <p>番号56</p> <p>受人は、現在市外で土木業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における護岸修繕工事のため、本申請地を進入路として借り受け、一時転用として申請するものです。</p>	所有権の移転	12件	21筆	使用貸借権の設定	2件	6筆	地上権の設定	5件	50筆
所有権の移転	12件	21筆								
使用貸借権の設定	2件	6筆								
地上権の設定	5件	50筆								
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。									
【矢部 英利 農業委員】	番号56について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。また、一時転用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。									
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の									

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号５７について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号５７ 受人は、現在市内にある受人の姉が所有する住宅に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、受人の姉を除く家族３人で住む自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号５７について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には盛土を行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号５８について内容説明を事務局にお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号 58</p> <p>受人は、現在市内の農家住宅に2人で暮らしておりますが、住宅の建替えを計画したところ、現在の住宅では建築基準法上の建築要件を満たす道路ではないことが判明したため、市より市道を払い下げ後、同法に適合するよう道路幅員の不足部分を路地状敷地への転用を計画したことに伴い申請するものです。なお、申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されています。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【藤村 徳之 農業委員】</p>	<p>番号58について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の進入路ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号59について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号 59</p> <p>受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号59について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはコンクリートで土留めを行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号60について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号60 受人は、現在市内の住宅に家族3人で暮らしています。土地の相続の関係で現在の住宅を退去することになったことから、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号60について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判

	<p>断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には盛土を行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというこで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号61について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号61 受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【小林 良浩 農業委員】	<p>番号61について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはブロックで土留め及び溝を設け、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというこで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号62について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号62 受人は、現在市内のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号62について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはブロック塀を設置し、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号63について内容説明を事務局をお願いい

	たします。
【事務局】	番号63 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号63について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には盛土を行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号64について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号64 受人は、現在市内で自動車修理工場を営んでいます。現在の駐車スペースが手狭となったため、土地を探したところ、修理工場に隣接する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	<p>明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【松本 信次 農業委員】</p>	<p>番号64について調査してまいりました。 申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場の設置にあたり、隣接農地との境界には盛土を行うということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号65について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号65 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号65について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には盛土を行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処</p>

	理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号66について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号66 受人は、現在市外の賃貸住宅に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号66について調査してまいりました。申請地は、おおむね300メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはブロックで土留めを行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【渡邊 秋夫 農業委員】	農地転用の申請地である道路後退用地が買収対象になりますか。
【事務局】	市道路課に確認し次回の定例会でお答えします。
【議長】	次に番号 6 7 について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号 6 7 受人は、現在市外のアパートに家族 2 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号 6 7 について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には盛土を行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 6 8 について内容説明を事務局をお願いいたします。

【事務局】	<p>番号 68</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業者に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は1ヵ月となっております。また、農地改良にともない「鴻巣市埋め立て等に関する指導要綱」に基づき、手続きが必要となる事業計画協議申請については、市環境課へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号68について調査してまいりました。申請地は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は1ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。農地改良完了後は、渡人がネギ等を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>本申請地について、農地改良等に係る届出の取消願も出ていたようですが、その理由を教えてください。</p>
【事務局】	<p>平成30年の届出時と比べ盛土面積が大きくなったため一旦取消し、今回改めて申請に至った次第です。</p>
【議長】	<p>次に番号69について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号 69</p> <p>受人は、現在市内で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における護岸修繕工事のため、本申請地を進入路及</p>

	び資材置場として借り受け、一時転用として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号69について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。また、一時転用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号70について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号70 受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号70について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集

	<p>落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界にはブロックで土留めを行い、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号71について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号71 受人は、現在市外で食品加工業等を営んでいます。今回、新たに原材料の貯蔵設備及び精選精米設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号71について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。工場敷地として転用するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号72について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号72 受人は、現在市外のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号72について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築にあたり、隣接農地との境界には既存ブロックがあり、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道に放流するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号73・74について、転用目的が同じで申請地が隣接しているので、一括して内容説明を事務局にお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>番号73・74 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業者に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。なお、農地改良完了後、農地所有適格法人である〇〇〇〇らが麦を作付けする計画となっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【大賀 良浩 農業委員】</p>	<p>番号73・74について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇らが麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p></p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【一同】</p>	<p></p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p></p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【一同】</p>	<p></p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第36号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第3</p>

7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員が賃借権等の設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、3人の委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

（指名された委員の退出）

それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。

【議長】

議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について説明いたします。

【事務局】

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、

〇〇 〇〇 外29名より

賃借権の設定	36件	287筆	245,991.28㎡
--------	-----	------	-------------

使用貸借権の設定	3件	7筆	6,219㎡
----------	----	----	--------

の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。

なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。

事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【議長】

（質問なし）

【一同】

質問がございませんので、採決を行います。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【議長】

（全員挙手）

【一同】

全員賛成ですので議案第37号は原案のとおり承認いたします。

【議長】

	(退出した委員の入室)
【議長】	続きまして、議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号3について、島田豊農業委員より議案説明をお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号3 この件につきまして、令和3年9月17日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第38号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和3年8月11日～令和3年9月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
	2件 3筆 1,401㎡
	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
	所有権の移転 22件 34筆 7,699.03㎡
	賃借権の設定 1件 1筆 410㎡
	使用貸借権の設定 2件 3筆 331㎡
	合計届出件数 27件 41筆 9841.03㎡
	農地改良等に係る届出の取消について

	1 件 2 筆	9 9 9 m ²
	これらは、全て会長専決でございます。	
	続いて、	
	その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。	
	まず、農業委員の方から何かありますか。	
	(特になし)	
【一同】	次に事務局から何かありますか。	
【議長】		
【事務局】	①農地改良（使用貸借権）について	
	②仮登記（建築関係）について	
	③特定生産緑地について	
	④農家住宅追認について	
	⑤駐車場の農地種別について	
	⑥盛土に伴うパトロール強化について	
	⑦除外審議会について	
【会長代理】	これをもちまして、令和3年第9回定例会を閉会いたします。	
	なお、次回の定例会は令和3年10月26日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。	
	閉会 午後4時17分	